

新型コロナワクチン接種費用等の請求について

新型コロナワクチンの被接種者は、原則住民票所在地の市町村に所在する接種実施医療機関等(以下、「医療機関等」という。)で接種を行うことから、その場合、医療機関等の皆様は、新型コロナワクチン接種費用等の請求については、直接当該市町村へ行うことになります。

しかし、やむを得ない事情により、住民票所在地の市町村で接種を受けることが困難な被接種者の方も一定数おられることから、被接種者が住民票所在地の市町村以外の医療機関等で接種を行った場合の請求につきましては、代行機関である国保連合会へ請求を行っていただきます。

被接種者が住民票所在地の市町村以外の医療機関等で接種を行った場合の請求先



医療機関等が所在する都道府県国保連合会

※ 被接種者が住民票所在地の市町村に所在する医療機関等で接種を行った場合は、当該市町村指定の請求先へ請求してください。

1. 神奈川県国民健康保険団体連合会受付について

(1) 受付期間

毎月1日から10日

ただし、10日が土曜日、日曜日または国民の祝日に関する法律に規定する休日にかかる場合は、これらの日の翌営業日

※ 令和3年2月実施分及び同年3月実施分に係るものについては、令和3年4月1日から同月12日までとします。

(2) 受付方法

① 郵送受付

受付締め切り日必着になりますので余裕をもって送付願います。

新型コロナワクチン接種費用等の請求は、診療報酬等の請求とは別々に送付願います。

なお、郵送受付に関しましては、郵便事故等が起こる場合も考えられますので、記録が残るものや、追跡可能なものを推奨しております。

送付先：〒220-0003

横浜市西区楠町27番地1

神奈川県国民健康保険団体連合会

新型コロナワクチン接種担当 宛

② 直接受付

受付場所：横浜市西区楠町27番地1 神奈川県国保会館 1階または2階

※ 新型コロナウイルス感染防止対策として、当面の間は、可能な限り直接受付による提出をさせていただき、郵送による提出にご協力をお願いします。

国保会館1階に受付窓口を設置している期間については

(本会ホームページの「受付案内」参照)

URL：<https://www.kanagawa-kokuho.or.jp/index.html>

神奈川国民健康保険団体連合会
Kanagawa National Health Insurance Organization
みなさまの健康づくりを支援します!

人生100年 健康第一
受けよう 特定健診!

国保・介護保険は皆さんの保険料(税)に支えられています!
保険料(税)は納期限内に納めましょう。
お支払は口座振替が便利です!

受付案内

※4月の診療(調剤)報酬の1階受付は6日(火)からです。
4月3日(土)・4日(日)は休館です。
なお、4月10日(土)は通常通り受付を行っています。

新型コロナウイルス感染防止対策として、当面の間、
診療報酬・介護給付費等の提出は、可能な限り当会館
での窓口提出をさせていただき郵送等での提出をお願い
いたします。

担当課を選択してください。▼

お車でお越しの方は本会駐車場をご利用ください。(案内図)

提供: 秦野市 塔ノ岳

Home お知らせ 国保連合会について 国保連合会広報事業 サイトマップ アクセス

2. 新型コロナワクチンの接種に係る請求総括書・市区町村別請求書の発行及び編綴方法について

・ 編綴については、別紙 1-1 「国保連合会への請求時の編綴方法」を参考にしてください。

また、請求総括書・市区町村別請求書の発行につきましては、厚生労働省ホームページの「新型コロナワクチンの接種を行う医療機関へのお知らせ」をご参照ください。

リンク先

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_iryoukikanheno_oshirase.html

3. 支払について

(1) 支払先口座

費用の支払先は、原則、本会からの診療報酬等支払の振込先として指定されている口座と同一の口座となります。

ただし、やむを得ない事情がある場合、別の支払先口座を指定することも可能です。その場合には、次のとおり手続きをお願いいたします。

- ① **別紙 2 - 1**「新型コロナワクチン接種に係る費用の請求及び受領に関する届」をご記載いただき、上記 1 (2) ①の送付先住所へ提出してください。(記載方法は、別紙 2 - 2「**記載方法**」を参照してください。)
- ② 集合契約にご参加された月(取りまとめ団体へ委任状を提出した日の属する月)の翌月の 20 日までに別紙 2-1 の提出をお願いします。

(2) 支払日

新型コロナワクチンの接種に係る費用の支払いは、ご請求(10日受付)の翌々月 20 日となります。

※ 20 日が土曜日、日曜日または国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる場合は、これらの日の翌営業日

4. 問い合わせ先について

被接種者が住民票所在地の市町村以外の医療機関等で接種を行った場合の請求及び支払いに関すること。

神奈川県国民健康保険団体連合会

新型コロナワクチン接種担当

TEL : 0 4 5 - 3 2 9 - 3 4 1 5

電話受付時間: 8 時 3 0 分 ~ 1 7 時 1 5 分(土日祝祭日を除く)